第4次地域管理経営計画書

第1次変更計画書 (変更部分のみ)

(那珂川森林計画区)

自 平成23年4月1日

計画期間

至 平成28年3月31日

平成24年3月

関東森林管理局

第4次地域管理経営計画書(那珂川森林計画区)の変更について

第4次地域管理経営計画(那珂川森林計画区)の一部を次のとおり改める。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1)機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。このため、国有林の地域別の森林計画と整合に留意し、国有林野を、国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な用重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的・利効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混 交林等の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計 画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニ ーズに応じて木材を供給することとする。

<u>また、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。</u>

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等稀少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、森林施業等を予定する地域で稀少野生生物の生息、生育が確認された場合、関東森林管理局に設置している「稀少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、より的確な保全策を講ずることとする。

表-1 機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位:面積 ha)

地域管理経営計画にお ける機能類型区分		里経営計画にお 後能類型区分	国有林の地域別の森林計画における 公益的機能別施業森林	当計画区の 該当する森 林の面積
水土保	国土保全タイプ	<u>土砂流出・</u> <u>崩壊防備</u>	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林水源涵養機能維持増進森林	3,605
		気象害防備	・ 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林・ 快適環境形成機能維持増進森林・ 水源涵養機能維持増進森林 (立地条件(海岸)により除外する場合もある。)	_
<u>全</u>		生活環境保全	快適環境形成機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林(立地条件(都市部) により除外する場合もある。)	_
	水源かん養タイプ		· 水源涵養機能維持増進森林	18,697
森林と人	<u>森</u> 林 自然維持タイプ と 人		然維持タイプ ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある。)	
森林と人との共生林	森林空間利用タイプ		・保健文化機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある。)	6.467
<u>資源の循環利用林</u>		7. 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	● 水源涵養機能維持増進森林(分収林については、 契約に基づく取扱いを行う。)	
	41,249			

4 主要事業の実施に関する事項

(本文省略)

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区分	開	設	改	良
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道	8	11,794	<u>66</u>	15,620
うち林業専用道	<u>5</u>	<u>5,944</u>	<u>5</u>	<u>350</u>

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

- 3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項
- (2)緑の回廊
 - イ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

①取扱方針

緑の回廊として設定した森林については、野生動植物の生息(移動等も含む)・生育 地の環境を有する緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により維持・整備 するものとする。

- (ア) 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその保全に努める。
- (イ)森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や 裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として樹種構成、林齢、樹冠層等の 多様化を図るための森林整備を実施する。
- (ウ)緑の回廊としての機能の発揮に支障が生じ又は生じるおそれがある状況にある林 分については、その対応を検討する。
- (エ)森林整備に当たって伐採を行う場合には、森林生態系への影響に配慮し、次の各項に基づき実施するものとする。

a 人工林の取扱い

- (ア)人工林は適期に保育、間伐を行い目的に応じて適切に管理し、皆伐を行う場合は、伐採面積をおおむね5 ha 以下(5 ha 以下であっても法令等の制限がある場合はその制限内とする。)かつ分散させることとし、立地条件に応じて長伐期施業又は育成複層林施業を採用する。この場合、希少猛禽類の採餌環境向上のために必要な伐採に配慮する。
- (イ) 高標高地、尾根筋、沢筋等の箇所は、進入広葉樹の育成により針広混交林化を 指向し、主伐を行う場合は原則として漸伐、択伐とする。
- (ウ) 伐採箇所の選定に当たっては、貴重な野生動物の営巣木や採餌木の周辺、野生 動植物の移動経路等への影響が大きいと考えられる箇所は避ける。
- (エ) 伐採の実施に当たっては、周辺の搬出支障木を含め、貴重な野生動物の繁殖に 影響がないよう時期・方法に配慮する。
- (オ) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣場所、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残する。
- (カ)間伐の実施に当たっては、針広混交林を指向する場合のほか、木材の継続的な 供給に支障のならない範囲で進入広葉樹の保残・育成に努める。

b 天然林の取扱い

高齢級の天然林及び地域を代表する種をもって構成する天然林については、木材 生産を目的とした伐採は行わない。

ただし、こけし材等伝統工芸品に使用する資源の利用については、野生生物の生息・生育等への影響を考慮の上、必要最小限の範囲で行うことができるものとする。 また、里山地帯の二次林においては、今後、生物多様性の保全に必要な取扱いを 検討するため計画的なモニタリングに努める。

②更新・保育の取扱い

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (ア) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等 に留意しつつ、更新方法及び更新樹種を決定するとともに、採餌木の植栽につい ても検討する。
- (イ)除伐については、画一的に実施せず、植栽木の成長状況を十分調査した上で、 必要に応じ進入木や下層植生の保残育成に努める。
- (ウ) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、 採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に 努める。
- (エ) 更新・保育に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響が及ばないよう時期に 配慮する。

③シカ等による食圧の軽減

シカによる樹皮剥ぎや下層植生への食圧が著しく、緑の回廊としての機能に支障が生 ずる場合は、植生保護柵の設置等の対策や関係機関との連携による個体数管理等の対策 を検討・実施する。また、森林の健全性を損なうクマの樹皮剥ぎについても程度に応じ 対策を講ずるものとする。

ウ 緑の回廊の管理に関する事項

①管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (ア)緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握 に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (イ)緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等により、設定の変更等調整を行 う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (ウ) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための案内板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。
- (エ) 有害鳥獣による果樹園等の農業被害については、関係機関と連携して適切に対処 するものとする。

②施設の整備に関する事項

治山等土木施設、自然観察施設等の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息 ・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮するとともに、必要に応じて学識経験者等の意 見を聴取する等、計画初期段階から十分に検討し、その規模は必要最小限とする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 その他必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う国有林野内の放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき地方公共団体等が策定する除染実施計画により、適切に対応する。

また、地方公共団体等が独自に除染を実施する場合や、地方公共団体等から除染に伴い発生する土壌等の仮置場の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応する。